

新制度移行に伴い定める条例・規則等について

条例・規則（名称）等	定めるべき主な内容
<p>(1) 幼保連携型認定こども園の設備・運営基準条例 (幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例)</p> <p>主体：中核市 根拠：認定こども園法第 13 条第 1 項</p>	(a) 建物、園庭 (b) 設備（保育室、乳児室、遊戯室、調理室、職員室、保健室、放送用設備などの設置・面積） (c) 学級の編成、園長・保育教諭等の職員とその員数 (d) 開所時間 (e) 食事の提供（外部搬入の可否） (f) 子どもの適切な処遇や秘密の保持 (g) 既存の幼稚園・保育所の移行促進のための経過措置 など
<p>(2) 地域型保育事業の設備・運営基準条例 (家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例)</p> <p>主体：市町村 根拠：児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項</p> <p>【地域型保育事業】 ①小規模保育事業（児童 6～19 人） ②家庭的保育事業（児童 1～5 人） ③居宅訪問型保育事業（児童 1 人） ④事業所内保育事業（地域枠分）</p>	(a) 事業実施場所（建物等）と庭・屋外遊戯場等の付設 (b) 設備（保育室又は保育専用室、ほふく室、乳児室、遊戯室、調理室又は調理設備などの設置・面積） (c) 保育従事者（保育士又は研修修了者）とその員数 (d) 食事の提供（外部搬入の可否） (e) 子どもの適切な処遇や秘密の保持 など ※事業種別によって規定事項が一部異なる。
<p>(3) 放課後児童クラブの設備・運営基準条例 (放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例)</p> <p>主体：市町村 根拠：児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 1 項</p>	(a) 事業実施場所（専用区画の設置とその面積） (b) 放課後児童支援員の資格とその員数 (c) 支援の単位（児童集団）の設定（国基準：40 人以下） (d) 開所日数（国基準：年 250 日以上） (e) 開所時間（国基準：平日 3 時間以上、休日 8 時間以上） (f) 子どもの適切な処遇や秘密の保持 など
<p>(4) 給付対象として確認を受ける保育所・幼稚園等と地域型保育事業の運営基準条例 (特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例)</p> <p>主体：市町村 根拠：子ども・子育て支援法第 34 条第 2 項 子ども・子育て支援法第 46 条第 2 項</p>	(a) 利用定員の設定 (b) 応諾義務 (c) 定員を超えた場合の選考の考え方 (d) 市町村のあっせん・要請に対する協力義務 (e) 受給資格（支給認定証）の確認 (f) 利用者負担金の支払いを受けること (g) 「教育・保育要領」「保育指針」等に基づく提供 (h) 重要事項の規程を定めること、利用者への説明・同意 (i) 平等取扱の原則、秘密保持、苦情解決 など

条例・規則（名称）等	定めるべき主な内容
<p>(5) 保育の必要性の認定（支給認定）基準条例又は規則</p> <p>主体：市町村 根拠：子ども・子育て支援法第 20 条第 1 項</p>	(a) 保育の必要性の認定基準 (10 分類＝従来の「就労」「妊娠・出産」などの事由に、「求職活動」「就学」「虐待・DVのおそれ」「既に入所中のときの育児休業取得」を追加) (b) 保育の必要量＝認定（利用）時間の長短 (「保育標準時間（長時間）」と「保育短時間」) (c) 優先利用（9 分類＝「ひとり親家庭」「生活保護世帯」「生計中心者の失業による就業の必要」「虐待やDV」「子どもが障害」「育児休業明け」「兄弟姉妹同時入所」「小規模保育卒園児」「その他市町村の認める事由」)
<p>(6) 利用者負担に関する条例又は規則</p> <p>主体：市町村 根拠：子ども・子育て支援法第 27 条～第 30 条、附則第 6 条第 4 項</p>	(a) 保育所、給付対象の幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業の利用者負担額 ・市町村民税額を基にする。
<p>(7) 過料に関する条例の規定</p> <p>主体：市町村 根拠：子ども・子育て支援法第 87 条各項</p>	(a) 次の場合に市町村は、保護者又は事業者に 10 万円以下の過料を科す。 ・保護者（利用世帯）又は事業者が、市町村の行う子ども・子育て支援法施行のために必要な調査に対して、報告・答弁・提出を拒んだり、虚偽の報告等を行った場合 ・保護者が、支給認定の変更のときに、支給認定証の提示を拒んだ場合、又は支給認定の取り消しのときに支給認定証の返還を拒んだ場合
<p>(8) 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（保育所部分の改正）</p> <p>主体：児童相談所設置市／中核市 根拠：児童福祉法第 45 条第 1 項</p>	(a) 施設の運営について重要事項（施設の目的及び運営の方針、提供する保育の内容など）に関する規定を定めなければならないことを追加 (b) 保育室などを 4 階以上に設置する場合の避難用階段などの設置要件の見直し (c) 新制度実施のための所要の改正 (d) 保健師又は看護師の配置特例の全国展開に伴う改正 (保健師等の 1 人を保育士とみなせる保育所の乳児受入数 乳児 6 人以上 → 4 人以上)